

# 一般社団法人 日本医学教育評価機構

## 旅費支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本医学教育評価機構(以下、「機構」という。)の業務のために、会員、役員、部会及び委員会の長並びに委員、機構が実施する評価事業の評価員、事務局職員(以下「役職員等」という。)が行う旅行(以下、「出張」という。)の旅費の支給について必要事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者は次のとおりとする。

- (1) 会員
- (2) 役員
- (3) 部会及び委員会の長並びに委員
- (4) 評価員
- (5) 事務局職員
- (6) 機構の依頼による会議等の出席者

### (支給の範囲)

第3条 次の場合において、旅費を支給するものとする。

- (1) 本機構の総会、理事会、各部会、委員会、その他事務・事業の打ち合わせ(以下、「会議等」という。)の出席及び評価活動の実施にかかる旅費。ただし、会員が会議等に出席する場合は、旅費を支給しない。
- (2) 理事長名で、他機関の者を本機構の会議等に出席させる場合、又は評価活動の実施にかかる旅費

### (旅費)

第4条 旅費の種類は次の項目とする。

- (1) 交通費
- (2) 日当
- (3) 宿泊料

### (交通費の計算方法)

第5条 交通費は次のとおりに計算する。

- (1) 鉄道賃は旅客運賃、急行料金及び座席指定料金とし、勤務地の最寄りの駅から用務

地の最寄りの駅までの最も経済的で通常の経路とする。また、等級は原則として最下級のもので現に支払った運賃とする。ただし、東京都内の大学から東京都内で開催する会議等に参加する者については、日当に鉄道賃を含め、定額で、一律 2,600 円を支給する。

- (2) 航空賃は等級が原則として最下級のもので、現に支払った旅客運賃とする。ただし航空機を利用した場合は、領収書を提出するものとする。
- (3) タクシーを利用した場合には、原則としてその費用は支給しない。

(日当の計算方法)

第 6 条 日当については、1 日につき定額 2,600 円として計算するものとする。

(宿泊費の計算方法)

第 7 条 宿泊費については、1 泊につき 12,000 円として計算するものとする。

ただし、旅行代理店等のパック商品の利用による出席者については、宿泊費は支給しない。

附 則

この内規は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。